

建設常任委員会記録

令和5年12月11日（月）於 前川新館3階第3会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時52分

○出席委員（6名）

7番 竹内博之委員 12番 齋藤豪委員 13番 蛭名正樹委員
15番 石山敬委員 26番 工藤光志委員 28番 田中元委員

○出席理事者（6名）

建設部長 木村和彦 道路維持課長補佐 竹村隆史
都市整備部長 小山内孝紀 都市計画課長 今井郁夫
地域交通課長 羽賀克順 公園緑地課長 土岐康之

○出席事務局職員（2名）

主幹兼議事係長 蝦名良平 書記 田村宣樹



【午前10時00分 開会】

- 委員長（齋藤豪委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。
ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案7件であります。

議案第92号 弘前市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

- 委員長（齋藤豪委員） まず、議案第92号弘前市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

- 建設部長（木村和彦） 議案第92号弘前市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に準じ、占用料の額を改定するなど、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容につきまして御説明いたしますので、資料1の弘前市道路占用料徴収条例新旧対照表を御覧ください。右側に青書きで改正前を、左側に赤書きで改正案を記載してございます。

改正に伴う占用料の状況につきましては、占用物件として電柱及び電話柱などが主なものでございますが、現行の53項目中、増額または占用面積に乗ずる割合が増加したものが28項目、減額または占用面積に乗ずる割合が減少したものが22項目、残り3項目は現行のまま据置きとなって

おります。自動運行補助施設が新たに追加されております。

資料2の道路占用料改正額比較表は、改正前と改正案が比較できる参考資料として添付してございます。

改正の施行日につきましては、附則にありますように、令和6年4月1日を予定しております。

以上が議案第92号弘前市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案の内容でございます。十分なる御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（齋藤 豪委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○13番（蛭名正樹委員） 何点か質疑させていただきます。道路法施行令の一部改正に伴いというふうな理由ですけれども、その道路法施行令の一部改正のもう少し具体的な内容、なぜ改正されて、それに準じて本条例が改正になるという、その辺の因果関係をもう少し詳しく。

第2点目は、令和4年度の決算で常時占用料が2926万1000円、一時占用料が44万6000円ですが、この変更によって令和6年度の占用料はどのような見込みであるのか。

第3点目は、占用者への変更の周知は、これは令和6年4月1日施行ということなので、その間はどのような周知をするのかお尋ねいたします。

○道路維持課長補佐（竹村隆史） 道路法施行令が令和4年に一部改正されまして、その改正というのが、令和3年度に行われました固定資産税評価額の評価替えなどを踏まえまして、それで道路法施行令の別表に定めている占用料の額が改正されるということになってございます。固定資産税評価額に関しては3年に一度見直しを行っておりますので、前回の令和2年に続いて今回、占用料の改正をするということになってございます。

次に、占用料の令和6年度の見込みなのですが、先ほど令和4年度の決算というお話がございましたが、令和5年度の当初予算で約2950万円を見込んでおります。令和4年度の占用物件等を基に試算いたしますと、約350万円程度増額となる見込みとなっております。

占用者への周知ということなのですが、本定例会で議決を頂いた後、1月以降に、占用の許可を受けている方に文書等を発出するなりして周知をする予定で考えております。

○13番（蛭名正樹委員） 分かりました。この占用物件の工事ですけれども、占用工事をやるときに結構植樹ますとか歩道に入っているいろいろな作業をしたりして、いろいろと不都合というか、不具合が見受けられることがありますので、その辺の周知も併せてやっていただきたいと思います。

○7番（竹内博之委員） 私からは、今の蛭名委員の質疑の中でちょっと気になった部分があるので、関連してお聞きいたします。

1点目が、この比較表を見ると電柱とか電線とかと書かれていますのですが、この占用料を支払う人というか、対象というのは、大体どういう人たちが対象になるのか。縁日とかということも条例に書いてあるので、どういう人たちが払っているのかということが一つ。

それを聞く背景というのは、今、2500万円くらいが決算で上がっているということなのですが、未収金というものがあるのかどうか。大きな値上げではないにしても、払わない人がいるというようなことが現実的にあるのかということを確認いたします。

○道路維持課長補佐（竹村隆史） どういった人が占用しているのかということなのですが、占用物件は大分多岐にわたっております。今、具体的に電柱というお話が出ましたけれども、電柱であれば東北電力、電話柱であればNTTが特に大きな占用者ということになります。そのほか、一時占用的なものであれば、壁の修理とかで足場を組むとなれば、そういった作業を

する業者とか様々ございます。

それで、未収金があるのかというお話なのですが、今のところ皆さんにきちんとお支払いしていただいておりますので、未収金等はございません。

○26番（工藤光志委員） 道路の占用とは直接関係はないのですが、歩道部分に電柱が立っていて、支線が市の土地に入っているところが結構あって、その所有者または市側で移設を、要は販売しなければならないという物件があって、そこに入っている支線が邪魔だということで買手がつかないという相談をされたことがあるのですが、その辺のことはどうお考えなのですか。

○道路維持課長補佐（竹村隆史） 恐らく支線が出入口とかの付近にあって支障になっているということだと思います。まず、その状況によって様々あるかとは思いますが、支線とか支柱とかというのは、電柱を支えるために必要があって設置しているものだと思いますので、すぐに移設できるかというのはなかなか、私どものほうでも何とも言えないのですが、その辺に関しては、例えば東北電力に御相談してどういう形に変更するのがいいのかとか、あとはその移設先、道路占用する位置とかが支障にならないかとかといったことを踏まえて判断する必要があるかと思えますので、そこは今この場でこうしたほうがいいのかどうかはちょっと言えないというところがございます。

○委員長（齋藤 豪委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第93号 弘前市都市改造記念会館条例の一部を改正する条例案

○委員長（齋藤 豪委員） 次に、議案第93号弘前市都市改造記念会館条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（小山内孝紀） 議案第93号弘前市都市改造記念会館条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料1を御覧いただきたいと思えます。

まず、1、提案理由といたしましては、駅前南地区都市改造記念会館につきまして、公の施設としての供用を廃止するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、2、施設の概要についてでございます。

当施設は、市施行による土地区画整理事業が実施された駅前南地区におきまして、事業の施行により再編される地域住民の交流促進及び福祉増進を図るために昭和55年に建設されたものであります。

なお、本条例には二つの施設について設置を定めておりますが、このたび供用を廃止する施設につきましては、資料にある施設のうち右側の駅前南地区都市改造記念会館でございます。

次に、3、施設の廃止に至る経緯について御説明いたします。

令和2年度に策定されました公共施設の個別施設計画におきまして、当施設の老朽化が進んでいる状況や利用者の減少による経営状況の悪化のほか、周辺に類似施設が設置されており代替施設が充実していることを踏まえまして、令和5年度末の指定管理期間終了後は廃止を含めた施設の方向性を関係者の意向を確認しながら検討するとしております。関係者の意向確認につきましては、令和2年度に関係町会や利用者等に対して施設廃止に伴うアンケート調査を行ったほか、令和3年度には関係町会等に説明し、施設の廃止について了承を得られたものであります。

資料2は位置図になります。

続きまして、資料3の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

改正点について御説明いたします。右が改正前、左が改正後としてお示ししております。1点目は、第2条の表の駅前南地区都市改造記念会館の項を削るものであります。2点目は、別表の駅前南地区都市改造記念会館の部を削るものであります。

次に、附則である施行期日であります。令和6年4月1日から施行することといたします。

以上が、本条例案の概要でございます。何とぞ十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○委員長（齋藤 豪委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○15番（石山 敬委員） この施設の廃止についてインターネット等で調べてみましたら、今現在、市有財産の利活用方法の検討に向けたサウンディング型市場調査を実施しているということであつておりましたけれども、このサウンディング型市場調査というのはどういう意味なのか。あと、この廃止後について、市としてはどのようなことを想定しているのか。この2点をお伺いします。

○都市計画課長（今井郁夫） まず、サウンディング調査でございますが、こちらは民間のノウハウやアイデアを生かして、民間から希望を取って活用に生かすと。今、事前の、民間と市側とのやり取りをするための、手を挙げていただく公募をしているという状況です。一応、12月22日までサウンディングの参加受付をしております。現在のところ、まだ希望者はございませんが、もし利活用があれば、その提案を受けて進めていくと。もし応募等がなければ、管財課のほうで普通財産に移行しまして、その後に売却等の活用を図っていくということになってございます。

○13番（蛭名正樹委員） 2点ほど確認させてください。

この施設のこれまでの使われ方はどうであったのか。令和4年度の利用状況、件数、人数、内容等はどういうふうな状況であったのか。

そして、廃止の理由として類似施設が設置されているというふうなことでありますけれども、この類似施設というのはどこを念頭に入れているのか。その2点を確認させてください。

○都市計画課長（今井郁夫） まず、使われ方でございますが、令和4年度は、利用人数としましては943人ございました。令和2年度からコロナの関係とかがございますので、その前のコロナの影響がない年度で申し上げますと、平成30年度は約1,100人、令和元年度は約1,700人というところでございます。

収支のほうを申し上げますと、平成30年度はマイナスの21万円ほど、赤字ですね。令和元年度もマイナスの12万円ほどということで、ちなみにこちらの会館につきましては、例年赤字ということになってございます。その赤字分につきましては、この指定管理を駅前会館も一緒にやっておりますが、そちらのほうは利用者が多く、利用件数も多くて黒字ということになっておりますので、そちらの余剰金を積み立ててこちらのほうに回してやっていただいていたという状況になってございます。

それから類似施設でございますが、想定しておりますのは、ヒロロができましたし、あと先ほど申し上げた駅前会館のほう。こちらを主に使っていただいているのが、この周辺町会の方々の会合とかでしたので、ちょっと遠くはなるのですけれども、駅前会館のほうを使っていただくと。駅前会館も施設のほうは大分古くなってきて修繕等も必要になっておりますので、こちらのほうは廃止しますけれども、そちらの駅前会館のほうは修繕をきちんとやっていただいで使っていただくということで御了承をいただいたところでございます。

○13番(蛭名正樹委員) 利用状況、あるいは経費・コスト面では、指定管理されている他の施設がその穴埋め——穴埋めというわけではないですけれども、補填してやっていたというふうなことなので廃止も仕方なしというふうに考えます。先ほど石山委員からもありましたけれども、廃止後の財産処分は、土地も172坪、あるいは一等地でもありますので、その辺を十分に、今後そういう検討を進めて、適正な財産処分がなされるよう意見を伝えておきます。

○委員長(齋藤 豪委員) ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(齋藤 豪委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(齋藤 豪委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(齋藤 豪委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第136号 指定管理者の指定について(城北公園交通広場)

議案第137号 指定管理者の指定について(弘前市児童遊園等)

議案第138号 指定管理者の指定について(弘前市都市公園(緑地))

議案第139号 指定管理者の指定について(鷹揚園内公園施設等)

議案第140号 指定管理者の指定について(弥生いこいの広場)

○委員長(齋藤 豪委員) 最後に、議案第136号から第140号までの以上5件の指定管理者の指定については、関連がありますので一括して審査に供します。

議案第136号から第140号までの以上5件に対する理事者の趣旨説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（小山内孝紀） 議案第136号から第140号までの5件は、いずれも指定管理者の指定に関する議案であります。それでは、個々の議案につきまして御説明申し上げます。

まず、地域交通課が所管しております公の施設の指定管理者の指定に係る議案第136号について御説明申し上げます。

議案第136号は、城北公園交通広場の指定管理者として、一般財団法人弘前交通安全教育協会を指定しようとするものであります。

本施設は、一般公募により指定管理者候補者を募集いたしました。応募は1団体であり、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、当該団体を指定管理者候補者として選定したものであります。

当該団体の申請において、交通法令を熟知した経験豊富な人材の配置や利用者確保のための様々なイベントの提案などが評価されたものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

次に、公園緑地課が所管しております公の施設の指定管理者の指定に係る議案第137号、第138号、第139号及び第140号について御説明申し上げます。

議案第137号は、弘前市都市公園等の指定管理者として、一般財団法人弘前市みどりの協会を指定しようとするものでございます。

本施設は、一般公募により指定管理者候補者を募集いたしました。応募は1団体でありまして、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、当該団体を指定管理者候補者として選定したものであります。

当該団体の申請におきまして、これまで施設運営をしてきた豊富な経験及び知識を生かした人材の雇用と配置が可能であることなどが評価されたものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

次に、議案第138号は、弘前市緑地公園の指定管理者として、弘前市造園協同組合を指定しようとするものであります。

本施設は、一般公募により指定管理者候補者を募集いたしました。応募は1団体でありまして、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、当該団体を指定管理者候補者として選定したものであります。

当該団体の申請におきまして、これまで施設運営をしてきた豊富な経験及び知識を生かした人材の雇用と配置が可能であることなどが評価されたものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

続きまして、議案第139号は、弘前市緑の相談所等の指定管理者として、一般財団法人弘前市みどりの協会を指定しようとするものであります。

本施設は、市の緑化の拠点として、自然景観緑化及び文化的価値を総合的かつ効果的に維持管理する必要があることや、施設の特性を熟知している樹木管理の専門員を確保できること、さらには市と連携した観光振興ができる必要があることから、指定管理者制度の導入に係る方針に基づき、非公募により当該団体を指定しようとするものであります。

当該団体について、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、施設の設置目的を効果的に達成できること、施設の管理運営を適正かつ確実に行う能力を有していることの項目で優れており、総合評価点も高かったことから指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

最後に、議案第140号は、弘前市野外活動施設の指定管理者として、一般財団法人弘前市みど

りの協会を指定しようとするものであります。

本施設は、動物飼育の専門性や経験実績など施設の特性に精通し、獣医師や動物飼育の専門員の確保ができる必要があることから、指定管理者制度の導入に係る方針に基づき、非公募により当該団体を指定しようとするものであります。

当該団体について、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、施設の設置目的を効果的に達成できること、施設の管理運営を適正かつ確実に行う能力を有していることの項目で優れており、総合評価点も高かったことから指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

以上をもちまして、議案の概要説明を終わります。

○委員長（齋藤 豪委員） 議案第136号から第140号までの以上5件に対し、御質疑ございませんか。

○15番（石山 敬委員） まず、議案第136号について。すみません、勉強不足もあるのですが、この一般財団法人弘前交通安全教育協会の概要みたいなものがあれば、簡単に御説明いただきたい。

あと、全ての指定管理者の指定についての提案内容で、前回と異なる新たな提案みたいなものがあれば、それぞれ御説明していただきたいと思います。

あと、議案第138号の緑地公園の指定管理者の指定についての選定結果一覧表の(5)の③の個人情報等の取扱いの確保というところが、ほかの指定管理の選定結果の中でもここが低くなっているのがちょっと気になりまして、ここは何か特別な問題とか、そういう原因があったら教えていただきたいと思います。

最後に、議案第140号の野外活動施設について。これもインターネットで調べたら、当然冬期間は積雪量も多いので1年間の中の4分の1は休業するというので、これは毎年のことなのでしょうけれども、何かこの利活用のことで話し合いとかをされたものなのか。

ちょっと質疑がぐちゃぐちゃで大変申し訳ないですが、よろしくお願いします。

○地域交通課長（羽賀克順） まず、議案第136号の交通広場の件でお答えします。管理者の概要ですが、こちら一般財団法人弘前交通安全教育協会は、交通道德の普及・高揚を図り、もって交通秩序の確立、交通安全の実現に寄与することを目的に平成21年7月に設立された団体であります。定款のほうでは、交通安全思想の普及及び宣伝、子供と高齢者を対象とした交通安全教育などが示されておりました。

もう1点、新たな提案ということですが、今年度、平成15年以来、20年ぶりに小さい蒸気機関車を試験的に復活運行させたというところがありまして、来年度以降はそれを定期的を実施していきたいということで、今年度は2回ほどやったのですが、約450名の方にお越しいただいたということで評価されたところです。

○公園緑地課長（土岐康之） 私のほうから2点。議案第138号の緑地公園の選定結果の評価で個人情報の部分の点数が低かったというところなのですが、こちらは個人情報のマニュアルとかが書面として添付されていなくて、事前の審査の段階では点数が低く評価されておりましたけれども、ヒアリングとかの場面でそこら辺はちゃんとあって、添付されていなかっただけだということで、そこら辺は確認できておりました。それが1点です。

第140号の野外活動施設弥生いこいの広場ですが、こちらの冬期の利活用についてということで、冬期間でも動物がいますので、その飼育とかお世話というのはあります。まだ実行はされていないのですが、指定管理者との話の中では、規定上は料金を取るということはまだ

難しいかもしれないのですけれども、冬の間でも見ていただけるような、公開できるような動物とかがいれば、時期は本当に数日になると思うのですけれども、見ていただけるような機会をつくれなかなということ指定管理者のほうからお話があって、今そこら辺をどうしようか考えているところであります。

○26番（工藤光志委員） 応募したのが1者だけで、こういうふうに点数をつけて指定をするという形なのですが、いずれも500点満点で300点台なのです。総合で、70点台で選定されているということで、最低ラインというのはあると思うのですが、まず最低ラインはどのくらいで設定したのか。それから、公務員も民間の事業者も今、給料、賃金のことが選定の一覧表の中にないのですが、最低賃金とか職員の平均給料あたりが分かればお知らせ願いたいと思います。

○地域交通課長（羽賀克順） 最低ラインのほうは、交通広場は100点満点で換算すると60点が最低ラインになっています。

あと、人件費のほうなのですけれども、今回は時給900円で提案がありまして、最低賃金は10月7日に改正された898円が県の最低賃金の単価でしたので、同等かなというところでは評価はしておりました。人数については、今回うちの広場のほうは15人で提案してありまして、予算上等はほぼ同等以上のことをやっているというところで評価はしております。

○26番（工藤光志委員） 100点満点にして60点台というのは、かなり最低ラインが低いのではないですか。よりよい施設にして、維持管理から何からやっていくのでしょうかけれども、要は指定管理というのは、維持費、修繕費とかは別途出るわけですよ。別途出てやっているわけですよ。その辺のところを見れば、もっともっと市民の人たちが使いやすい、それから目新しい行事をやるとかなんとかというふうな高い目線で、高みを望まなければならないのに、60点台はいかにも低いというふうに思いますけれども、どう思いますか。

○地域交通課長（羽賀克順） 今回は60点というところで公募をかけてはいたのですけれども、今後、その高い配点というのは管財課のほうとも協議しながら、少しでも高い配点にできるかどうかというところを検討していきたいと思っております。

○都市整備部長（小山内孝紀） やはり市の施設ですので、より有効活用していただくということを求めまして公募したり、また募集する際にも利用促進なり利用サービスの向上といったものを市としても求めるといったことを述べながら募集しているところでございますけれども、そういった意味では、今回は公募したところも1件しか応募がなかったというふうなところでありますけれども、これからまたできるだけ複数の応募があるような形になるよう、管財課等とそういったところを工夫しながら検討していければと思っております。

○26番（工藤光志委員） 意見です。60点ということであれば、現状維持を目標に、指定管理者、事業者がやっているだけであって、高みを見て、やはり担当部としては高い設定を、利用者の満足度を調査しながら設定したほうが良いと思います。意見として申し上げておきます。

○13番（蛭名正樹委員） 議案136号から第140号までの全体と個々の議案とでいろいろと質疑があるので、まず全体の質疑をします。

小委員会の評価委員が、都市整備部長以下4人とあります。以下4人は誰なのか、まずそれが1点目。

あと、先ほど工藤委員から、評価の最低ラインが60点でもっと高みを目指さなければいけないというお話がありました。この指定管理については、毎年報告書が上がってきて、毎年その評価を担当課等でして、それでこういう実績でありましたという評価を指定管理の期間でつけているわけですよ。それをフィードバックして、指定管理者に伝えて、次の年はこういうふうによく

やっくださいというふうなことはやっていないのか。それをまず全体のことで質疑させていただきます。

それから、議案第137号の児童遊園等、みどりの協会のやつですけれども、これは具体的に何か所あるのですでしたか。これを2点目として教えていただきたい。

それから、議案第138号の都市公園の緑地、造園協同組合の指定管理施設は何か所なのか。

それから、議案第139号の鷹揚園内公園施設等とありますが、これは植物園とか緑の相談所とか、その辺を具体的に、指定管理の範囲はどこまでなのか。それと、このみどりの協会に樹木医は現在何人いるのか。

それから、議案第140号の弥生いこいの広場ですけれども、オートキャンプ場の今年の利用状況は具体的にどうだったのか。あと、ハイランドハウスの設備ですけれども、大分老朽化したというふうな話も聞いています。それについては、今後どういう計画を持っているのかを教えてくださいたいと思います。

○地域交通課長（羽賀克順） まず、議案第136号の交通広場の小委員会のメンバーですけれども、都市整備部長を委員長といたしまして、その他委員が都市計画課、地域交通課、公園緑地課、こども家庭課それぞれの課長が委員としてなっております。

あと、フィードバックの話ですけれども、年2回モニタリングをやっておりまして、そのモニタリング結果を事業者のほうにフィードバックしているところでございます。

○公園緑地課長（土岐康之） 私のほうからも、まず小委員会のメンバーですけれども、議案第137号の児童遊園等と議案第138号の都市公園の緑地の部分の小委員会のメンバーは後半とは別ですので、こちらの二つに関しましては、都市整備部長、地域交通課長、都市計画課長にプラスして、児童公園とかも含まれますのでこども家庭課長が入っております。議案第139号と第140号の鷹揚園内公園施設等と弥生いこいの広場に関しましては、先ほどの都市整備部の私も含めた3課長にプラスして、弘前公園に史跡が含まれているということで部外からは文化財課長が入っております。

毎年の評価に関しましては、モニタリングとかの結果や自己評価を受けて、その点は指定管理者のほうとも年度ごとに評価していただいたところをまたこちらでも評価して話し合っております。

幾つか細かいところでありまして、まず議案第137号関係で都市公園の箇所数ですけれども、全部で256か所の公園。内訳としては、都市公園が237か所と多いのですけれども、そのほかに農村公園が15か所、来年度から追加になる相馬ダム周辺農山村広場の箇所等も含むことになっております。

緑地に関しましては、87の公園。都市公園より小規模な遊具とかがないような小規模なところですが、こちらは87か所になっております。

議案第139号の関係の指定管理の範囲になりますけれども、こちらは緑の相談所と弘前城植物園、あと弘前城ということで有料エリアとかを含めた券売とかということと、あと弘前城情報館、そして園外になりますけれども藤田記念庭園の5施設になります。

樹木医ですけれども、今現在みどりの協会のほうにいるのは3人で、そのうち正職員は2人、もう1人は臨時職員ということで、こちらは小林さんです。市のほうにも所属していたことのある小林さん。市のほうを引退されて大分ということで、今はまだ協会のほうにいらっしゃいます。

あと、弥生いこいの広場のキャンプ場の最新の状況なのですが、キャンプ場のほうはコロナ禍

のときでも大分利用されておりまして、その状況がまだ続いているところです。利用者数としては、令和4年度は年間で3,279名でありまして、今年度につきましては3,488名。ちなみに令和元年度は2,800人ですので、コロナ禍中のキャンプブームに乗ってそのまま上のほうで推移しているという状況になっております。あと、ハイランドハウスの今後というところですけども、おっしゃるとおり大分老朽化しておりまして、私が来てからも暖房施設が壊れてしまったのですけれども、実は施設計画の中では令和8年度が改修の時期になっておりまして、それに向けて今後ハイランドハウスのほうは改修していくということで進めることになっておりましたので、応急的なところで簡易的な暖房、ストーブとかを補充して対応しているような状況であります。

○13番（蛭名正樹委員） 分かりました。各施設ともいろいろと管理、利用者数を伸ばすとかいろいろな取組をされていると思うので、これからもしっかりとやっていただきたいと思います。

加えて、指定管理施設の人件費、900円という最低賃金で今やっているのですけれども、多分これから5年間その金額でというふうな形ではないというか、国の動向とか最低賃金の動向とかを見ていかなければいけないので、それで極端に賃金が上がれば指定管理の契約内容というか、そういうものも見直しをかけることがあるかもしれないので、その辺はきちんと管財課のほうと打合せをして、柔軟に対応していってほしいと思います。

○委員長（齋藤 豪委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第136号から第140号までの以上5件に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第136号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第137号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第138号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第139号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第140号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時52分 散会】